

千葉県海外インバウンドツーリズム推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるインバウンドツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉県海外インバウンドツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 海外からのインバウンドツーリズムの推進にかかる施策の立案、実施及び進行管理に関すること。
- (2) 海外インバウンドツーリズムの推進に関する関係者の連絡調整に関すること。
- (3) その他、海外インバウンドツーリズムの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関に所属する者をもって組織する。

- 2 協議会の会長は、千葉県経済農政局経済部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 会長に事故あるときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の者を会議に出席させ、参考意見を求めることができる。
- 3 会議の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、千葉県経済農政局経済部観光プロモーション課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

株式会社千葉銀行	公益財団法人千葉市国際交流協会
イオン株式会社	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
株式会社幕張メッセ	千葉美容事業協同組合
ホテルスプリングス幕張	幕張新都心ホテル協議会
神田外語大学	千葉市旅館ホテル協会
一般社団法人日本旅行業協会千葉支部	NPO 法人日本アジアハラル協会
日本貿易振興機構千葉貿易情報センター	メイドインジャパン・ハラル支援協議会
日本貿易振興機構アジア経済研究所	ハラルメディアジャパン株式会社
千葉商工会議所	そごう千葉店
一般社団法人千葉県バス協会	三井不動産商業マネジメント株式会社
公益社団法人千葉県観光物産協会	千葉県
公益社団法人千葉市観光協会	千葉市